

安全・安心まちづくりフォーラムinきたあきた  
**北秋田市民防犯大会**  
**地域安全ネットワーク推進交流会**  
 犯罪から「自分の身は自分で守る」ことを呼びかけます

日時 **10月11日(土)** 13:00~15:45 **入場無料**  
 会場 北秋田市交流センター  
 表彰 安全・安心まちづくり功労者、防犯功労者  
 講演 ①「地域安全ネットワーク活動の活性化」  
 秋田県警察本部生活安全企画課  
 ②「子どもと地域を犯罪から守るには何が必要か」  
 立正大学文学部社会学科 教授 小宮 信夫 氏  
 アトラクション  
 ストーンレークスによるミニコンサート  
 問 生活課地域推進係 ☎62-6628

**市営住宅入居者募集**

【募集戸数】 ①②...1戸、③...4戸  
 ①松ヶ丘団地...川井字松石殿1-254★  
 木造平屋1戸建3DK 月額13,100~30,100円  
 トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽無  
 ②御嶽団地...本城字上悪戸31-1  
 木造平屋2戸建2LDK 月額19,200~44,200円  
 トイレ:水洗 給湯:有 浴室:ユニットバス  
 ③サンコーポラスなかない住宅...鷹巣字東中岱51-1  
 鉄筋コンクリート造5階建3DK 月額41,300円  
 トイレ:水洗 給湯:無 浴室:浴槽有 (共益費800円)  
 ※★印の住宅は単身入居できません

【入居資格】 ○収入基準を満たすこと  
 ○住宅に困窮していることが明らかなこと  
 ○市税等を滞納していないこと  
 【敷金】 家賃の3か月分(退去時までの預り金)  
 【募集期間】 第1回 10月1日(水)~7日(火)  
 第2回 10月14日(火)~20日(月)※土日除く  
 ※第2回の募集住戸については、10月9日以降にお  
 問い合わせください  
 【申込み先】 都市計画課(森) / 生活課(鷹) / 合川  
 総合窓口センター / 阿仁総合窓口センター  
 【現地案内】 募集期間内に住宅をご案内します。  
 希望日の前日までに電話でお申し込みください。  
 問 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

**警察犬 奥羽日本訓練チャンピオン決定競技会**  
 日本警察犬協会秋田県支部主催

■開催日 **10月26日(日)** 8:30~  
 ■会場 大館能代空港ふれあい緑地  
 ■競技科目 匂いをかぎ分ける「選別」、  
 足跡を追う「追及」、「服従」、「警戒」など  
 問 競技実行委員会 事務局(松橋) ☎72-3968

**10/31まで 北秋田市の特産品を募集します**

市では「北秋田市のおすすめ品」として特産品  
 認定事業を実施しています。審査会により認定さ  
 れた特産品は、市のホームページで紹介するとと  
 もに、北秋田市産業祭への展示のほか、パンフレッ  
 トを作成して宣伝する予定です。  
 問申 商工観光課商工労働係 ☎72-3112

**10月は「土地月間」です**  
**大規模な土地取引の際は届出を**

大規模な土地取引には、国土利用計画法に基  
 づく届け出が必要です。  
 ▽都市計画区域 5,000㎡以上  
 ▽都市計画区域以外 10,000㎡以上  
 詳しい内容については、お問い合わせください。  
 問 総合政策課政策係 ☎62-6606

北秋田市男女共同参画社会づくり基礎講座  
**「私たちの老後の老後」**

ひとの手を借りなければ生きられなくなる前に  
 病気・葬儀・相続の希望や家族へのメッセージを  
 残しておきませんか。エンディングノートに...

日時 **11月10日(月)** 13:30~15:30  
 場所 森吉コミュニティセンター  
 内容 ①講演「高齢社会との向き合い方『光と影』」  
 講師 安部美恵子 氏  
 (公財)介護労働安定センター秋田支部専任講師  
 ②グループ討議  
 申込締切 10月15日(水)  
 参加は無料ですので、お気軽にご参加ください。  
 問申 生活課地域推進係 ☎62-6628

**お知らせ**

**アンケートにご協力ください**  
 市が平成23年度に策定した「北秋  
 田市障がい者計画」と「北秋田市第  
 3期障がい福祉計画」を見直し、今  
 年度中に新たな計画を策定します。  
 計画策定のため、市民の皆さん5  
 00人にアンケート用紙を配布して  
 いますので、ご協力をお願いします。  
 福祉課地域障がい福祉係  
 ☎62-6637

**広告スポンサー募集**  
 市と㈱ゼンリンが共同で発行する  
 「暮らしのガイドブック」に協賛い  
 ただけるスポンサーを募集します。  
 このガイドブックは市の行政情報  
 と地図情報が収録され、来年4月に  
 全世界で配布される予定です。  
 問申 ㈱ゼンリン秋田営業所  
 ☎018-862-7417

**土砂災害ハザードマップ**  
 事前の備えに役立てていただくた  
 め、市のホームページに「土砂災害  
 危険区域」、「土砂災害警戒区域・特  
 別警戒区域ハザードマップ」を掲載  
 しました。  
 皆さんの身近にある土砂災害が発  
 生する恐れがある場所を確認し、適  
 切な行動を心がけましょう。  
 ホームページトップ画面の右側  
 「防災・緊急情報」から確認して  
 ください。  
 問 総務課危機管理係  
 ☎62-6602

**家屋を取り壊したら届け出を**  
 家屋を取り壊したときは、忘れず  
 に「家屋滅失届」を提出してください。  
 届け出がないために、取り壊し後  
 も課税されていることがあります。  
 問 税務課市税係 ☎62-1116

**北秋田市  
 環境放射線量測定結果**  
 空間線量調査(9月10日測定)

観測地点	測定結果
市役所本庁舎前	0.06
" 合川庁舎前	0.06
" 森吉庁舎前	0.07
" 阿仁庁舎前	0.06
クリーンリサイクルセンター前	0.06
一般廃棄物最終処分場	0.05
鷹巣埋立地最終処分場	0.06

(単位:マイクロシーベルト毎時)

測定の結果、秋田県の通常  
 レベルを超える数値は観測さ  
 れていません。  
 ※県の通常レベルは  
 0.022 ~ 0.086  
 問 生活課環境係 ☎62-1110

**北秋田市福祉の雪事業**  
 どうしても雪よせが  
 困難な方を支援します

市では雪で困っている高齢者や障がい者のために、住民税非課税世帯  
 を対象に「福祉の雪事業」を行います。

**利用できる方 ※非課税世帯で次のいずれかを満たす方**

- 65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯で雪よせが困難な方
- 65歳以上の高齢者と障がい者、又は児童(中学生まで)のみと同居で雪よせが困難な世帯
- 母子・父子家庭の児童(中学生まで)との世帯

**支給限度額(扶助限度額)は4万円です**

○除雪作業料金の8割を助成します。  
 ○支給限度額を超える分は、全額自己負担になります。  
 ※この事業は作業費用の支給を行うものです。建物管理を行うものでは  
 ありませんので、空き家や不在の家等は対象になりません。

**福祉の雪事業を利用する手続き(サービス内容)**

- 10月31日(金)までに、地区民生委員、高齢福祉課高齢福祉係、又は各総合窓口センター市民生活係へ申請書を提出し、登録してください。  
 登録が遅くなると作業ができないことがあります。  
 ▽積雪時の出入口の雪よせは、シルバー人材センター等で対応します。  
 ▽屋根の雪下ろし及び排雪作業の依頼は、必要の都度、地区の社会福祉協議会に連絡してください。作業業者を紹介いたします。
- 作業終了後に、利用者が作業業者に直接料金を支払います。料金は作業量、時間で異なります。
- 作業業者から、社会福祉協議会に作業の終了が報告されます。社会福祉協議会は市役所へ請求の手続きを行い、市役所から利用者へ支給額(作業料金の8割)を請求日の翌月に指定口座に振り込みます。

**作業業者として登録したい方は、高齢福祉課へ問合せください**

申請先 高齢福祉課 ☎62-6639 または各総合窓口センター  
 問合せ 社会福祉協議会 ☎63-2109 または各地域福祉センター